

茨城県報

第7482号

昭和61年9月8日

月曜日

目 次**規 則****(公 安 委 員 会)**

●派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則	ページ 1
---	----------

告 示

●字の区域の変更(3件)(地方課)	4
●身体障害者福祉法に基づく医師の指定、辞退及び変更(3件)(障害福祉課)	5
●国民健康保険医等の新規登録(医療福祉課)	8
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課)	9
●原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定及び辞退(保険予防課)	10
●受胎調節実地指導員の指定(〃)	10
●定款変更の認可(2件)(農地管理課)	11
●土地改良法に基づく換地処分(〃)	11
●土地改良法に基づく換地計画の審査(〃)	11
●道路の供用開始(2件)(道路維持課)	11
●道路の区域変更(2件)(〃)	12
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課)	13

公 告

●大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業振興課)	14
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課)	14
●道路位置の指定(2件)(道路維持課)	15

規 則**(公 安 委 員 会)****茨城県公安委員会規則第9号**

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和61年9月8日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 祐 一

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の
一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則(昭和35年茨城県公

安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 警察官幹部派出所名称、位置及び所轄区域の部土浦警察署の項中

荒川沖警察官幹部派出所	土浦市大字荒川沖	土浦市中、中村西根、永国、大岩田、小岩田、鳥山、右 糸、乙戸、荒川沖、沖新田、乙戸南一、二、三丁目、小 岩田東一(1、2、3番を除く。)二丁目、中村南一、 二、三、四、五、六丁目、西根南一、二、三丁目、北荒 川沖町	を
-------------	----------	---	---

荒川沖警察官幹部派出所	土浦市荒川沖西二丁目	土浦市中、中村西根、永国、大岩田、小岩田、鳥山、右 糸、乙戸、荒川沖、乙戸南一、二、三丁目、小岩田東一 (1、2、3番を除く。)、二丁目、中村南一、二、三、四 五、六丁目、西根南一、二、三丁目、北荒川沖、荒川沖 西一、二丁目、中荒川沖町、荒川沖東一、二、三丁目	に
-------------	------------	--	---

改める。

別表第2 (2) 警察官駐在所名称、位置、所管区の部水戸警察署の項中

大足警察官駐在所	内原町大字大足	内原町大足、有賀、牛伏、黒磯、田島、杉崎、中原	を
----------	---------	-------------------------	---

大足警察官駐在所	内原町大字大足	内原町大足、有賀、牛伏、黒磯、田島、杉崎、中原、三野輪、 小原	に
----------	---------	------------------------------------	---

改める。

同表同部鹿島警察署の項中

太田警察官駐在所	波崎町大字太田	波崎町太田、太田新町一、二、三、四、五丁目	を
----------	---------	-----------------------	---

太田警察官駐在所	波崎町大字太田	波崎町太田、太田新町一、二、三、四、五丁目、若松中央一、 二、三、四、五丁目	に
----------	---------	---	---

改める。

同表同部麻生警察署の項中

延方警察官駐在所	潮来町大字延方	潮来町延方(新宮、東区、洲崎、下田、古高、小泉)	を
----------	---------	--------------------------	---

延方警察官 駐在所	潮来町宮 前一丁目	潮来町延方(新宮, 東区, 洲崎, 古高, 小泉), 前川, 宮前 一, 二丁目	に
--------------	--------------	---	---

改める。

同表同部筑波警察署の項中

菅間警察官 駐在所	筑波町大 字池田	筑波町田中, 水守, 中菅間, 洞下, 池田, 磯部, 高野原新田	を
--------------	-------------	-----------------------------------	---

菅間警察官 駐在所	筑波町大 字池田	筑波町田中, 水守, 中菅間, 洞下, 池田, 磯部, 高野原新田, 和台	に,
--------------	-------------	--	----

長高野警察 官駐在所	大穂町大 字長高野	大穂町前野, 篠崎, 長高野	を
---------------	--------------	----------------	---

長高野警察 官駐在所	大穂町大 字長高野	大穂町前野, 篠崎, 長高野, 北原	に
---------------	--------------	--------------------	---

改める。

同表同部境警察署の項中

元栗橋警察 官駐在所	五霞村大 字元栗橋	五霞村冬木, 元栗橋, 川妻, 小手指, 新幸谷	を
---------------	--------------	--------------------------	---

元栗橋警察 官駐在所	五霞村大 字元栗橋	五霞村冬木, 元栗橋, 川妻, 小手指, 新幸谷, 原宿台一, 二, 三, 四丁目	に
---------------	--------------	--	---

改める。

同表 (4) 警察官幹部派出所所在地名称及び所管区の部麻生警察署潮来警察官幹部派出所所在地の項を次のように改める。

麻生警察署潮 来警察官幹部 派出所所在地	潮来町潮来, 大洲, 延方(曲松, 須賀, 徳島, 福島, 米島), 辻, 日の出 一, 二, 三, 四, 五, 六, 七, 八丁目, あやめ一, 二丁目, 大塚野一, 二 丁目
----------------------------	---

同表同部土浦警察署荒川沖警察官幹部派出所所在地の項を次のように改める。

土浦警察署荒 川沖警察官幹 部派出所所在 地	土浦市中, 中村西根, 永国, 荒川沖, 右畷2, 3, 4区, 乙戸, 乙戸南一, 二, 三丁目, 中村南一, 二, 三, 四, 五, 六丁目, 西根南一, 二, 三丁目, 北荒川沖町, 荒川沖西一, 二丁目, 中荒川沖町, 荒川沖東一, 二, 三丁目
---------------------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により常陸太田市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から生ずるものである。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

大字稻木字羽入 1245の1, 1245の3, 1261の1

上記を大字稻木字清水平に変更

茨城県告示第1225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により山方町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から生ずるものである。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

大字諸澤字鶴巻 4195, 4196の1

" 字松久保 4222の2, 4222の3

" 字中ノ作 4223, 4224, 4225の2

上記を大字諸澤字堰田入に変更

茨城県告示第1226号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により玉造町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から生ずるものである。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

大字芹沢字五斗蒔 1260の1, 1260の3, 1261の1, 1261の3, 1262の1, 1262の2, 1263から

1265まで

" 字権現平 1473の1

" 字馬場 1449の13

" 字ホツキリ 1230の6, 1501, 1502, 1502の1, 1503, 1503の1, 1505, 1506

" 字大山入 1507の3

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字芹沢字ワラビ谷に変更

大字若海字鉄砲峯 840の25から840の28まで

大字芹沢字一ノ沢 1530の1, 1530の2, 1531, 1532, 1534, 1535の1から1535の3まで, 1539から1544まで, 1545の1, 1545の3, 1546の2, 1612の2から1612の4まで, 1618の14

" 字大山入 1533の12

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字芹沢字弁天に変更

茨城県告示第1227号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

医師の指定

種目	診療科名	氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期日
視覚障害	眼科	坂本道子	国立水戸病院	水戸市東原 3-2-1	61.8.28
"	"	赤澤嘉彦	土浦協同病院	土浦市真鍋新町 11-7	"
肢体不自由	整形外科	木村郁夫	北茨城市立病院	北茨城市大津町北町 4-5-15	"
"	"	曾和健誠	牛久愛和病院	牛久市緒子町896	"
"	内科	緒方弘文	波崎新丸病院	鹿島郡波崎町矢田部 11345-1	"
"	"	後藤繁	"	"	"
"	"	矢代武雄	利根町国保診療所	北相馬郡利根町 中谷964	"
"	整形外科	笠井美彦	笠井整形外科医院	稻敷郡茎崎町 2277-13	"
"	"	金成篤志	国立水戸病院	水戸市東原 3-2-1	"
"	"	佐藤一美	竜ヶ崎医院	竜ヶ崎市川原代町 4028-1	"

"	内 科	来 棚 武 雄	小 川 町 国 保 中 央 病 院	東茨城郡小川町中延 651-2	"
"	神 経 内 科	吉 沢 和 朗	水 戸 赤 十 字 病 院	水 戸 市 三 の 丸 3-12-48	"
心臓・呼吸器機能障害	内 科	高 橋 寛	国 立 水 戸 病 院	水 戸 市 東 原 3-2-1	"
"	外 科	櫻 井 達 夫	神 立 病 院	土 浦 市 神 立 町 4562	"
じん臓機能障害	泌 尿 器 科	宮 崎 裕	高 萩 協 同 病 院	高 萩 市 安 良 川 267	"
ぼうこう・直腸機能障害	"	"	"	"	"
"	外 科	古 谷 政 一	下 館 市 民 病 院	下 館 市 玉 戸 1658	"
"	泌 尿 器 科	小 原 信 夫	東 京 医 科 大 学 霞ヶ浦 病 院	稻 敷 郡 阿 見 町 中 央 3-20-1	"

茨城県告示第1228号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があつた。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

辞 退

種 目	診療科名	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
ぼうこう・直腸機能障害	外 科	川 田 克 也	北茨城市立病院	北茨城市大津町北町 4-5-15	61. 3. 31
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	池 田 和 男	牛 久 愛 和 病 院	牛 久 市 猪 子 町 896	61. 5. 31
"	外 科	星 野 邦 夫	"	"	"
"	小 児 科	星 野 芳 江	"	"	61. 6. 30
じん臓機能障害	内 科	三 輪 誠	水 ク リ ニ ッ ク	水 海 道 市 山 田 町 4555	"
視 覚 障 害	眼 科	八 木 孝	取 手 協 同 病 院	取 手 市 寺 田 5901-1	"
ぼうこう・直腸機能障害	泌 尿 器 科	平 田 亨	東 京 医 科 大 学 霞ヶ浦 病 院	稻 敷 郡 阿 見 町 中 央 3-20-1	"

茨城県告示第1229号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則(昭和45年茨城県規則第10号)第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があつた。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

内容変更

種目	氏名	変更前 医療機関の名称	変更前 医療機関の所在地	変更後 医療機関の名称	変更後 医療機関の所在地	変年月 更日
肢体不自由	田村 謙	日鉄記念病院	日立市神峰町2-12-8	田村内科医	日立市若葉町3-1-2	60.9.30
心臓・呼吸器機能障害	金原 章郎	国際水戸病院	水戸市東原3-2-1	日鉄記念病院	日立市神峰町2-12-8	61.4.1
肢体不自由	長瀬 精一	筑波大学附属病院	新治郡桜村天久保2-1-1	国際水戸病院	水戸市東原町3-2-1	61.5.1
"	山本 英之	秦リハビリテーション病院	日立市鮎川町2-8-16	秦病院	日立市鮎川町2-8-16	61.6.1
"	大和田英男	"	"	"	"	"
聴覚障害	岩沢 俊三	日製日立総合病院	日立市城南町2-1-1	日製多賀総合病院	日立市国分町2-1-2	61.6.20
心臓・呼吸器機能障害	茅根 嘉夫	日鉄記念病院	日立市神峰町2-12-8	茅根病院	日立市大みか町2-22-30	61.6.23
肢体不自由	蟻川 瑛幸	牛久中央病院	稲敷郡牛久町猪子896	牛久愛和病院	牛久市猪子町896	61.6.10
心臓・呼吸器機能障害	高橋 再生	"	"	"	"	"
肢体不自由	三浦 智文	"	"	"	"	"
ぼうこう・直腸機能障害	加藤 孝男	"	"	"	"	"
じん臓機能障害	永瀬 宗重	筑波学院病院	筑波郡谷田部町上横場2573-1	筑波大学附属病院	新治郡桜村天久保2-1-1	61.7.1
肢体不自由	原田 繁	北茨城市立病院	北茨城市大津町北町4-5-15	筑波メディカルセンタービル病院	新治郡桜村天久保1-3	"
視覚障害	柴田 重陽	土浦協同病院	土浦市真鍋新町11-7	取手協同病院	取手市寺田5901-1	"
"	松本雄二郎	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	筑波大学附属病院	新治郡桜村天久保2-1-1	61.7.21

茨城県告示第1230号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

記号番号	登録年月日	国民健康保険医
茨国歯第1765号	61.6.26	渡辺早苗
茨国薬第1421号	61.7.9	飯島たけみ
茨国医第5718号	61.7.4	三宅直之
" 第5719号	"	細井美恵子
" 第5720号	"	平松祐司
" 第5721号	"	西出健
" 第5722号	"	久保洋昭
" 第5723号	61.7.10	野村展生
" 第5724号	"	佐藤秀嗣
" 第5725号	"	海野倫明
" 第5726号	"	川口信哉
" 第5727号	61.7.22	張替秀郎
" 第5728号	61.8.13	石橋寛
茨国歯第1766号	61.7.10	尹日祚
" 第1767号	61.7.28	酒井勤
" 第1768号	61.7.31	村木英司
" 第1769号	"	佐藤伸秋
" 第1770号	61.8.13	小椋剛
茨国薬第1422号	61.7.8	大隈薰
茨国歯第1771号	61.8.7	若松理
茨国薬第1423号	61.8.11	坂本弘美
" 第1424号	61.8.21	大祢久美子



茨城県告示第1231号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

氏名	登録記号番号	登録年月日
三宅直之	茨医 6164	61.7.4
細井美恵子	" 6165	"
平松祐司	" 6166	"
西出健	" 6167	"
久保洋昭	" 6168	"
野村展生	" 6169	61.7.10
佐藤秀嗣	" 6170	"
海野倫明	" 6171	"
川口信哉	" 6172	"
行武伸夫	" 6173	61.7.12
張替秀郎	" 6174	61.7.22
石橋寛	" 6175	61.8.13
丸田洋一	茨歯 1891	61.6.23
長谷川周	" 1892	"
上野昭代	" 1893	"
尹日祚	" 1894	61.7.10
酒井勤	" 1895	61.7.28
村木英司	" 1896	61.7.31
佐藤伸秋	" 1897	"
若松理	" 1898	61.8.7
小椋剛	" 1899	61.8.13
大隅薰	茨薬 1113	61.7.8
坂本弘美	" 1114	61.7.11
大弥久美子	" 1115	61.7.21

茨城県告示第1232号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定し、次の医療機関については指定を辞退したので告示する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
泉 歯 科 医 院	土浦市神立町642-9	61.5.23
竹 内 歯 科 医 院	水戸市大工町3-9-29	61.6.1
長 田 歯 科 医 院	筑波郡筑波町北条4353	61.6.19
榎 歯 科 医 院	水戸市見川2丁目200-8	61.7.1
志 村 胃 腸 科 外 科 病 院	日立市若菜町一丁目四番四号	61.6.25
社会福祉法人白十字会 白十字総合病院	鹿島郡神栖町賀2148	61.3.1
牛 久 愛 知 病 院	牛久市猪子町896番地	61.6.10

(辞 退)

名 称	所 在 地	辞退年月日
社会福祉法人白十字会 鹿島白十字病院	鹿島郡神栖町賀2148	61.2.28
牛 久 中 央 病 院	牛久市猪子町896番地	61.6.10

茨城県告示第1233号

優生保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

住 所 新治郡桜村天久保2丁目1番地の1

筑波大学附属病院看護婦宿舎5号棟-306

氏 名 泉 智 子

茨城県告示第1234号

昭和61年8月13日付け大和村西土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により昭和61年8月28日認可した。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1235号

昭和61年8月6日付け園部川土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により昭和61年8月29日認可した。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1236号

昭和61年6月16日付け農管指令第276号をもつて認可した梶無地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1237号

昭和61年2月26日付け認可申請のあつた東原地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年9月16日から昭和61年10月9日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 桂村役場

茨城県告示第1238号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和61年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路 線 名 県道真端水戸線

- 2 供用開始の区間 水戸市開江町1126番1から
水戸市開江町1648番4地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年9月8日

茨城県告示第1239号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道大洋鹿島線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡大野村大字和字神戸前789—21番地から
鹿島郡大野村大字角折字信2307番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年9月8日

茨城県告示第1240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 里美南中郷停車場線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
北茨城市中郷町小野矢宿 183番地先から 同市同町小野矢宿3番地 先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 6.90	257.00	
		最小 6.20		
		最大 24.40	670.00	
北茨城市中郷町小野矢宿 183番1地先から 同市同町小野矢宿 201番4地先まで	新	最小 5.70		
		最大 24.40	670.00	不用地処分 (北茨城市へ移管) (247m)
		最小 5.70		

茨城県告示第1241号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和61年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 水沼磯原線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
北茨城市磯原町大字豊田字五本松 869番地先から	旧	メートル 最大 8.70 最小 8.10 最大 8.00 最小 8.00	メートル 150.00 163.50	
北茨城市磯原町大字豊田字五本松 870番地先まで	新	最大 8.70 最小 8.10	150.00	迂回路撤去

茨城県告示第1242号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定に基づき神敷台土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

職名	氏名	住所
理事長	西野文藏	那珂湊市和田町1-8-22
副理事長	磯前勝一	" 田宮原4153-1
理事	飯田善司	" 十三奉行1975
同	川崎よし	洞下町9-2
同	小林実	本町16-18
同	品田武	田宮原4294-1
同	高田和衛	本町23-14
同	三嶋一幸	相金町25-8
同	村上昭	涌井戸3715-2
同	吉川進	鍛冶屋窪3615-1
同	小武浩	阿字ヶ浦町293-4

公 告

◎大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の公示は、その効力を失つたので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

1 届出者の氏名又は名称

マルカワ商事株式会社

2 建物の名称及び所在地

主婦の店マルカワ田彦店

勝田市大字田彦雷土1395-1番地

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字谷井田字北耕地2031番、2031番の1及び2031番の4から2031番の6まで

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町大字谷井田1246-3

(株)吉原興産企画

代表取締役 吉原繁夫

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡大野村大字志崎字中割原74番1、同番10の一部、同番12の一部、同番13の一部、同番14の一部

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県上尾市瓦葺1036

信和デジタル機器株式会社

代表取締役 **萬代昌俊****◎道路位置の指定**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年9月8日

茨城県知事 竹内藤男

指定番号	指定期 年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土指令 第768号	61. 8. 29	坂東建設(株) 代表取締役 小出 和利	取手市白山3丁目5番20号	取手市東6丁目309番1	4.10	23.83
境土木指令 第608号	61. 8. 28	丸萬商事株式 会社 代表取締役 室岡 醇一	東京都杉並区井草1丁目3-10	猿島郡三和町大字尾崎 字寺野2091-4	6.30	70.78

★ 県政の総覽 …… 県民の六法 ★

三 茨 城 県 報 三

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所